

各 位

日本機械輸出組合
専務理事 倉持治彦

山口洋一郎米国弁護士による 「米国発明法〈AIA〉と新規則の解説」セミナーの開催について

—「米国発明法・新規則の解説」出版記念—

米国では、改正は困難とまで言われた先願主義移行を含む米国発明法(AIA)が、2011年9月16日にオバマ大統領の署名により成立しました。本法では、先願主義への移行のほか、訴訟制度の改善、付与後の特許異議申立制度、特許無効審判制度、金融商品を対象とする特許異議申立制度、補完審査制度等が導入されています。特許侵害訴訟に関するものは即日施行され、特許異議申立制度、特許無効審判制度及び補完審査制度は2012年9月16日から施行され、先願主義移行については、2013年3月16日から施行されました。これらの施行に当たり、規則も制定され、運用が開始されております。

この度「米国発明法 (AIA) ・新規則の解説」を、日本機械輸出組合から、出版する運びとなりました。本セミナーでは、その内容に則り、米国発明法の①法改正までの経緯—特許法の問題点とその解決、②法改正の不要となった判決とその後の訴訟状況、③改正法施行後の訴訟状況、④付与後の特許無効・異議申立手続きと実例、⑤先願主義と経過措置の問題点について解説します。

講師は、本書の執筆者である、在ワシントンRader, Fishman & Grauer法律事務所のパートナーであり、本問題に関する全米屈指の専門家として知られる山口洋一郎弁護士です。各位奮ってご参加下さい。

つきましては、参加を希望される方は、下記の申込方法よりお申し込み下さい。

記

- I. 日 時：平成25年6月4日(火) 13:00～17:30
- II. 場 所：機械振興会館 地下2階 ホール（東京都港区芝公園3-5-8）
(<http://www.jspmi.or.jp/kaigishitsu/access.html>)
- III. テーマ：「米国発明法(AIA)と新規則の解説」
 - ①法改正までの経緯—特許法の問題点とその解決
 - ②法改正の不要となった判決とその後の訴訟状況
 - ③改正法施行後の訴訟状況
 - ④付与後の特許無効・異議申立手続きと実例
 - ⑤先願主義と経過措置の問題点
- 講 師：Rader, Fishman & Grauer法律事務所 パートナー
米国弁護士 山口 洋一郎 氏
- IV. 受講料：組合員無料 / 非組合員4,000円

VI. 定員：250名(先着順)

VII. 申込方法:参加ご希望の方は、5月31日(金)までに、当組合ホームページのセミナー開催案
(<http://jmcti.org/jmchomepage/semminar/index.htm>)から『オンライン申込』をクリック
してお申込み下さい。

・キャンセルされる場合は、5月31日(金)まで、下記連絡先に必ずご連絡下さい。

・ご連絡がない場合には、受講料をご負担いただきます。後日、請求書をお送りします。

・参加者多数の場合は、締切りを繰り上げる場合がございます。

VIII. 受付方法:セミナー当日、受付にお名刺をご提出下さい(受講券は発行いたしません)。

・非組合員の方は受講料を当日、会場受付にてお支払い下さい。領収書をお渡します。

*講演内容のビデオ撮影、録音等をご遠慮願います。

本件連絡先:通商・投資グループ ^{くらもと} 江川、庫元

Tel.03-3431-9348 / E-mail:tohshi@jmcti.or.jp